

訪問看護 重要事項説明書

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	株式会社R e n
主たる事務所の所在地	〒819-1314 糸島市志摩師吉 5 番地 1 0
代表者（職名・氏名）	代表取締役 松下 泰
設立年月日	平成 2 8 年 1 2 月 2 日
本社移転年月日	令和 3 年 8 月 2 0 日
電話番号	0 9 2 - 3 2 7 - 1 0 3 0

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	訪問看護ステーション	
サービスの種類	訪問看護・介護予防訪問看護	
事業所の所在地	〒819-1314 糸島市志摩師吉 5 番地 1 0	
電話番号	0 9 2 - 3 2 7 - 1 0 3 0	
指定年月日・事業所番号	平成 2 9 年 2 月 1 日 指定	指定番号 4062090024
管理者の氏名	松下 泰	
通常の事業の実施地域	糸島市全域、福岡市西区 早良区 城南区	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	株式会社R e n が開設する訪問看護ステーション れんと が行う訪問看護事業はステーションの看護師等が、主治医が訪問看護の必要を認めた利用者に対し、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すことにより、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。
運営の方針	1 ステーションは、訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めなければならない。 2 ステーションは、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

	3 ステーションは事業の運営にあたって、必要なときに必要な訪問看護の提供ができるよう努めなければならない。 4 ステーションは事業の運営にあたって、関係区市町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めなければならない。
--	---

4. 提供するサービスの内容

訪問看護は、利用者に対し、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士がそのお宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助等を行うことにより、利用者の療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を図るサービスです。

看護	療養上のケア(清潔、食事、環境調整等) 病気治療のための看護(医療的ケア) 健康状態の把握 ターミナルケア 家族支援、助言
リハビリテーション	在宅におけるリハビリテーション 介護者への技術指導、介護負担軽減への支援等

5. 営業日時

営業日	月曜日から土曜日まで、 ただし、国民の休日（振替休日を含む）年末年始（12月30日から1月3日）及びお盆（8月13日から8月15日）を除きます。
営業時間	月曜～金曜は午前9時から午後18時まで、 土曜日は9時から午後13時まで

ただし、利用者の希望や体調に応じて、サービスの提供については

24時間365日対応可能な体制を整えるものとします。

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数	従業者の職種	勤務の形態・人数
看護師	常勤 4人、非常勤 1人	理学療法士	常勤 〇人、非常勤 〇人
准看護師	常勤 〇人、非常勤 〇人	作業療法士	常勤 〇人、非常勤 〇人
事務員	常勤 〇人、非常勤 1人	言語聴覚士	常勤 1人、非常勤 〇人